

「日曜日」に「ゆとろ」で受けられる！ とうべつ総合健診

■問合せ 保健福祉課健康推進係
(ゆとろ内・☎ 23 - 4044)

長らくコロナ禍の生活ですが、定期的に健診を受け、わが国で最も死亡率が高いがんから身を守ることが大切です。生活習慣病やがんは、健診を受けることで早期発見や重症化の予防ができます。

とうべつ総合健診では、特定健康診査と子宮がん、乳がんなどの5つのがん検診を受けることができます。受診を希望される方は、健診受診日の1週間前までに申込みが必要です。申込みは電話や町ホームページ、下記二次元バーコードからもできます。

★ 日程・会場・受付時間

日程	会場	受付時間
11月21日(日)	ゆとろ	7時～11時 ※子宮頸がん検診なし
11月28日(日)		7時～11時 12時45分～14時 ※9時以降は女性限定。 午後は子宮頸がん・乳がん検診のみ

＜とうべつ総合健診＞
申込みは
こちらから→



※新型コロナウイルス感染症の町内での蔓延防止や安全確保の観点から、状況に応じて中止などの対応を行う場合があります。最新情報は、町ホームページまたは健康推進係へご確認ください。

★ 検査内容・料金等一覧

検診項目	検診内容	対象者	料金	
			当別町国保加入の方	一般の方
フレッシュ健診	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質・血糖・肝機能・尿酸・腎機能・貧血)	18歳～39歳	1,000円	1,500円
特定健康診査	上記と同様の他、心電図	40歳～74歳の国保加入者	700円	—
基本健康診査		40歳以上の生活保護世帯の方	—	(無料)
肝炎ウイルス検診	血液検査(B・C型肝炎検査)	検査を受けたことのない40歳以上の方	300円	600円
胃がん	バリウム検査	50歳～	900円	1,600円
肺がん	胸部レントゲン撮影	40歳～	300円	500円
	(必要者に喀たん検査)		650円	1,000円
大腸がん	便潜血検査(2日分)		500円	800円
乳がん	マンモグラフィー	40歳～49歳 マンモ2方向	1,200円	2,200円
		50歳～ マンモ1方向	1,050円	1,900円
子宮頸がん	細胞診	20歳～	1,000円	1,800円
	必要者に体部がん検診		450円	800円

※生活保護世帯の方は無料です。

※とうべつ総合健診では、オプションとしてピロリ菌検査(血液検査)も受けられます。

詳しくは申込みの際に問合せください。



感染防止対策協力支援金

【8～9月分】 緊急事態措置(2回目)

■問合せ 商工観光課商工観光係
(☎ 23 - 3129)

8月27日(金)から9月12日(日)までの期間において、北海道からの要請に応じた飲食店、カラオケ店、結婚式場等を管理する事業者に対し、感染防止対策協力支援金を支給します。申請要項や必要書類チェックリスト、申請様式については、町ホームページからダウンロード可能となっておりますので、必ずご確認ください。



▼給付対象施設

8月27日(金)から9月12日(日)の期間において、北海道からの要請に応じた当別町内の次の施設

- ①飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
- ②バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗および飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- ③食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

▼要請および協力依頼内容

- (例)・酒類またはカラオケ設備の提供中止
・営業時間の短縮
・感染防止対策の実施 など

※営業形態等により内容が異なります。詳細は申請要項をご確認ください。

▼申請期限 10月31日(日) 消印有効

▼提出方法 郵送で受付します。申請要項を確認のうえ、町ホームページに掲載されている「必要書類チェックリスト」に従って、書類を全て提出してください。

<送付先>

〒061-0292
当別町白樺町58番地9
当別町経済部商工観光課商工観光係

※切手を貼り付け、裏面には差出人住所および氏名を必ず記載してください。

※9月13日(月)～30日(木)分については、改めて町ホームページに掲載しますのでご確認ください。

広 告

広 告

広 告

支 援

乳幼児のいる家庭へ 町のごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として、子育て世帯を応援するため、乳幼児のいる世帯へおむつ用ごみ袋を配布しています。

▼対象 令和元年11月1日以降に生まれた乳幼児がいる世帯

▼内容 乳幼児1人当たり1カ月につき町指定ごみ袋(20ℓ袋)を10枚配布します。

▼配布日時・場所 10月25日(月)～11月5日(金)

※土・日曜・祝日除く

・ゆとろ(保健福祉課福祉係窓口)
8時45分～17時15分

・太美出張所 9時～17時

※対象家庭には10月下旬に引換書を送付します。

▼問合せ 保健福祉課福祉係
(ゆとろ内・☎23-3019)

除 雪

高齢者世帯などへ 除雪サービスを実施します

▼対象 町民税所得割非課税世帯で、除雪を援護できる親族や友人等がいない次のいずれかに該当する世帯(※入院などで冬期間居住していない場合は対象外)。

①65歳以上のひとり暮らしの方で、自力での除雪が困難な方。

②いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯で、夫婦とも除雪することが困難である世帯。

③身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方だけの世帯。

▼除雪内容 玄関先から公道までの通路(1m幅)一カ所のみ除雪。町による道路除雪が行われた日に必要に応じて実施します。

※屋根の雪や屋根から落ちた雪は

対象外。時間指定は不可。

▼期間 11月～3月

▼料金 一冬7,000円
(生活保護世帯は3,000円)

▼問合せ 介護課高齢者支援係
(ゆとろ内・☎27-5131)

国 民 年 金

年金生活者支援給付金とは

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されます。今年度新たに該当する方には日本年金機構から10月中旬以降に順次、年金生活者支援給付金請求書(はがき形式)の入った封筒が送付されます。必要事項を記入して返送してください。

▼問合せ 給付金専用ダイヤル
(☎0570-05-1165)

廣 告

廣 告

廣 告